研究成果展開事業
大学発新産業創出プログラム
（START）プロジェクト推進型
SBIR フェーズ 1 支援

令和 3 年度　公募要領

公募期間

申請締切：令和 3 年 8 月 19 日（木）正午

国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

産学連携展開部 START 事業グループ

令和 3 年 6 月

改訂日	改訂内容
2021 年 6 月 28 日	初版発行
2020 年 7 月 29 日	以下の通り公募締切日程を変更（延長） 申請締切：~~7 月 29 日（木）正午~~ → 8 月 19 日（木）正午 公募締切日程の変更（延長）に伴い、 ・公募要領の表紙 ・2.2 公募・選考スケジュール については、変更した日程に修正しています。

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって 5
1.1 SBIR フェーズ 1 支援について.....5
1.1.1 SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的 5
1.1.2 事業の構成.....7
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ 9
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について.....9
1.2.2 ダイバーシティの推進について.....10
1.2.3 公正な研究活動を目指して.....11
1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて.....12
第 2 章 公募・選考 14
2.1 公募の対象となる研究開発テーマ.....14
2.2 公募・選考スケジュール 16
2.3 SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ 17
2.3.1 SBIR フェーズ 1 支援の管理・運営 17
2.3.2 全体の流れ.....17
2.4 研究開発期間 19
2.5 研究開発費（上限額） 19
2.6 採択予定課題数.....19
2.7 応募要件 19
2.7.1 応募要件.....19
2.7.2 技術移転先企業の要件 22
2.8 応募方法 23
2.8.1 申請 23
2.8.2 申請書一覧.....23
2.9 選考方法 24
2.9.1 選考の流れ.....24
2.9.2 利益相反マネジメントの実施.....24
2.10 選考の観点 26

第 3 章 採択後の研究推進等について 28
3.1 研究計画の作成 28
3.2 委託研究契約 28
3.3 研究開発費 28
3.3.1 研究開発費（直接経費） 28
3.3.2 間接経費 31
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について 31
3.4 評価 31
3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等 32
3.6 研究機関の責務等 33
3.7 その他留意事項 35
3.7.1 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応 35
3.7.2 取得物品の帰属 36
3.7.3 JREC-IN Portal のご利用について 36
第 4 章 応募に際しての注意事項 37
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について 37
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 38
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況 41
4.4 不正使用及び不正受給への対応 41
4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 43
4.6 関係法令等に違反した場合の措置 43
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について 43
4.8 繰越について 44
4.9 府省共通経費取扱区分表について 44
4.10 費目間流用について 45
4.11 年度末までの研究期間の確保について 45
4.12 研究設備・機器の共用促進について 45
4.13 博士課程学生の処遇の改善について 46
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について 48
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について 48
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について 49

4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） 49
4.18 社会との対話・協働の推進について 51
4.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について 51
4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について 52
4.21 競争的研究費改革について 53
4.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について 53
4.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について 54
4.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について 58
4.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて 58
4.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について 59
4.27 研究者情報の researchmap への登録について 59
4.28 JST からの特許出願について 59
4.29 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について 60

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 61

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について 61
5.2 e-Rad を利用した応募方法 61
5.3 その他 63
5.4 具体的な操作方法と注意事項 64

第 6 章 Q&A 73

SBIR フェーズ 1 支援　申請書様式 78

第 1 章　研究提案公募に当たって

1.1 SBIR フェーズ 1 支援について

1.1.1 SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的

日本版 SBIR 制度の諸課題に対応し、我が国のイノベーション創出を推進すべく、日本版 SBIR 制度を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下、「活性化法」という。）へ移管し、省庁横断の取組に強化するとともに、制度目的を「中小企業支援」から「イノベーション創出」としました。さらに、スタートアップ等の増大を図るため、特定新技術補助金等（活性化法第 34 条の 8 第 1 項に規定する「特定新技術補助金等」をいう。）の一定割合がスタートアップ等へ支出されるよう支出目標を設定しています。そのうち、指定補助金等の交付等に関する指針（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）で別途定める指定補助金等（活性化法第 2 条第 16 項に規定する「指定補助金等」をいう。）は、公募・執行に関する統一的な運用と社会実装の促進がなされることとされており、具体的には以下を実施します。

・指定補助金等の統一的なルールとして、以下 4 点を実施。

①各府省等が社会ニーズ・政策課題に基づく研究開発課題をスタートアップ等に適した形で設定。

②実証可能性調査（FS : Feasibility study）段階から、幅広く支援を開始し、ステージゲート方式を通して、事業化・成長可能性の高い研究開発シーズを選抜し、連続的に支援を実施。

③プログラムマネージャーによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援。

④スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化などを検討。

・研究開発成果の社会実装のため、入札特例及び随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施。

SBIR フェーズ 1 支援（以下、「本プログラム」という。）は、指定補助金等の対象事業として位置づけられ、上記のような統一的なルールの中で実施することになります。

本プログラムは、下図で示すフェーズ 1 にあたり、社会ニーズ・政策課題をもとに設定された研究開発テーマに対して、大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが概念実証（POC: Proof of concept）や実現可能性調査（FS: Feasibility study）を実施し、大学等発ベン

チャー[※1] の起業や、大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を行うことにより、新技術の早期社会実装を支援することを目的とします。

	対象とする内容	事業期間/事業規模
フェーズ１	研究開発の内容について、科学技術的な実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために実施する概念実証(POC: Proof of concept)や実現可能性調査(FS: Feasibility study)	１年度以内/ 直接経費 300 万円～1,500 万円程度
フェーズ２	フェーズ１で得られた成果等を前提として取り組む研究開発	１～２年程度/ 1,000 万円～数億円程度
フェーズ３	フェーズ２によって開発された技術、製品等の事業化に向けた準備	事業に応じた期間/ 設定せず

※1　大学等発ベンチャー：

SBIR フェーズ 1 支援では、以下の二つの条件を共に満たしている技術シーズ[※2] を基に起業するベンチャーを大学等発ベンチャーとしています。

・大学等の教職員等が職務として開発・発明した技術シーズであること。

・大学等がその技術シーズの権利を有していること(大学等がその技術シーズの権利を有していなくても、ベンチャー設立後に大学に一定額（ストックオプション等含）を寄付することを計画する場合等も含む)。

※技術移転先の大学等発ベンチャーを含む中小企業の要件は「2.7.2 技術移転先企業の要件」を参照ください。

※2　技術シーズ：

事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指します。応募に当たっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいですが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。

1.1.2 事業の構成

本プログラムでは、各府省等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」に対する技術について、大学等の技術シーズを基にした研究開発提案を募ります。

具体的には、研究者自らの技術シーズを基に実用化に向けた概念検証や実現可能性調査を実施し、「自ら起業する」若しくは「大学等発ベンチャーを含む中小企業へ技術移転する」ことにより、社会ニーズ・政策課題の解決に資する新技術の事業化を目指す研究開発提案を対象とします（1.1.1 の図に記載のフェーズ 1 に該当）。

本プログラム終了後には、フェーズ 2 以降で他府省等により運営される SBIR 対応プログラムや、JST が別途実施している START※3、SCORE※4 等の実施に繋げ、社会ニーズ・政策課題の解決に寄与することを期待します。

なお、本プログラムは、「中小企業技術革新制度（SBIR）※5」の一環として、「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）※6」の主導のもとで実施され、内閣府によって設置された審査・評価委員会による定期的（少なくとも年 1 回以上）な実施状況等に係るフォローアップが実施されます。

※3　「大学発新産業創出プログラム（START）」：

大学等発ベンチャーの創出を目的とし、事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター）を活用し、大学等発ベンチャーの起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指します。

（START　事業概要：https://www.jst.go.jp/start/jigyo/index.html）

※4　「社会還元加速プログラム（SCORE）」：

大学等の優れた技術シーズを基にした成長ポテンシャルの高い大学等発ベンチャーの創出を促進するためのプログラムで、JST が起業活動支援を行う「チーム推進型」と、大学の主に産学連携部門が実施する「大学推進型」の 2 種類があります。

SCORE チーム推進型では、研究代表者と事業化プロデューサー(ビジネスモデル仮説の立案や検証活動を中心的に行う者)等が、事業化に向けて起業ノウハウ等の学習、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果）等の準備、想定顧客訪問等を実施します。

（SCORE チーム推進型　事業概要：https://www.jst.go.jp/start/jigyo/score.html）

SCORE 大学推進型では、大学にて、学内の研究代表者の技術シーズを基にした大学発ベンチャーの創出にむけた研究開発課題の募集・選考、及び起業活動支援プログラムの運営を推進します。また、支援期間終了後も持続的に大学発ベンチャー創出支援を実現するために、GAP ファンド運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立てて、活動を推進します。

（SCORE 大学推進型　事業概要：https://www.jst.go.jp/start/jigyo/score-u.html）

※5「中小企業技術革新制度（SBIR）」：

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップをはじめとする中小企業等をイノベーションの担い手として位置づけ、大学・研究機関・民間企業等で生まれた技術シーズの事業化を促進することで、我が国をはじめ世界が直面する様々な社会課題に対応するとともに、新たな産業創出、産業競争力の強化に繋がるイノベーション創出の活性化を図ることを目的としています。

※6「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）」：

600 兆円経済の実現に向けた最大のエンジンである科学技術イノベーションの創出に向け、官民の研究開発投資の拡大等を目指して、平成 30 年度に創設された制度です。総合科学技術・イノベーション会議が、政府全体の科学技術イノベーション政策の司令塔として、民間の研究開発投資誘発効果の高い領域（ターゲット領域）に各府省の施策を誘導し、それらの施策の連携を図るとともに、必要に応じて追加の予算を配分することにより、領域全体としての方向性を持った研究開発を推進します。

詳しくは、以下をご参照ください。

○官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion PrograM：PRISM（プリズム））
https://www8.cao.go.jp/cstp/prism/index.html

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書**「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」**が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長　　濵口　道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html

（英文）https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html

1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長　　濵口　道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事　ダイバーシティ推進室長　　渡辺　美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1．JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2．JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3．JSTは研究不正に厳正に対処します。
4．JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長　　濵口　道成

1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

○ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱い関する JST の基本方針
https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04

○ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.19　バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

第 2 章　公募・選考

2.1 公募の対象となる研究開発テーマ

「1.1.1 の本プログラムの背景・目的」を踏まえ、各府省等から社会ニーズや政策課題をもとに提示された「以下の「研究開発テーマ」(1) ～ (6)」に関する研究開発課題の提案を募集します。

なお、提案の際は単なる研究開発にとどまらず、「自ら起業する」若しくは「大学等発ベンチャーを含む中小企業へ技術移転する」を見据えた上で、提案する技術が社会ニーズ・政策課題の解決にいかに資するか、またどのような過程を踏んでその技術の事業化を目指すのかを明確にしてください。

（1）最先端通信技術によりサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した世界で新たな価値を生み出す研究開発【ニーズ元府省：総務省】

ニーズ元が求める技術

アバターやロボット等を介して地球上のどこにでもリアルな体感でアクセス可能とする技術、ウェアラブル端末等を通じてサイバー空間からリアルタイムな支援を受け身体能力や認知能力を拡張する技術、モノ同士が互いに通信で制御し合うことで効率的な製造・流通等を実現する技術、ユーザーが意識せずともセキュリティやプライバシーが確保される自律型セキュリティ技術等

ニーズ元が求める技術を創出した場合に想定されるフェーズ 2 以降の見通し

技術の実用化に向け、総務省の「Beyond 5G 研究開発促進事業（シーズ創出型プログラム等）」により多様な研究者の尖ったアイデアに基づく研究や、技術力を有するスタートアップ・ベンチャーによるイノベーション型の研究開発を支援した後、総務省における実証事業や通信関連業界とのマッチング等により、通信事業者等で導入予定。

（2）ゲート型量子コンピュータの利活用に向けた、制御システムの設計や、アプリケーションソフトウェアの開発【ニーズ元府省：文部科学省】

ニーズ元が求める技術

ゲート型量子コンピュータを用いて、産業・社会的に価値のある実問題のシミュレーション計算に適用できるソフトウェアライブラリやそのプログラミング環境、制御ミドルウェアに関する技術等。次に必要な技術項目を例示する。

・誤り耐性量子計算のための論理演算自動構成とそのビジュアライザ

・ベンチマークを容易にとることができる量子機械学習ライブラリ（変分量子アルゴリズムライブラリ）や既存の機械学習エコシステムとの接続
・ゲート型量子コンピュータのプログラミングのための支援ツール（デバッガー、ビジュアライザ、高級プログラミング言語）
・ゲート型量子コンピュータのためのノイズの特徴づけとノイズ補償のためのライブラリ
・量子デバイスを制御するためのミドルウェア、ソフトウェアアーキテクチャの開発

ニーズ元が求める技術を創出した場合に想定されるフェーズ２以降の見通し

大阪大学等からの支援により事業化を進めた後、国立研究開発法人理化学研究所及び大阪大学等がゲート型量子コンピュータを用いた量子化学計算による薬や触媒など材料の設計、機械学習の高速化等の実問題のシミュレーション計算を実施するために調達する予定。

（3）農林水産業・食品産業の課題解決に貢献する研究開発【ニーズ元府省：農林水産省】

ニーズ元が求める技術

農業機械の完全自動化・無人化システム、代替肉やスマート家電などのフードテック、未利用資源の有効活用技術、食品ロス削減に寄与する技術等

ニーズ元が求める技術を創出した場合に想定されるフェーズ２以降の見通し

当該研究成果を基にして、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターのスタートアップ総合支援プログラムにより更なる共同研究等を行い、事業化した後、生産者、民間企業、地方自治体等を中心に活用される予定。

（4）IoT 等の活用による内航近代化【ニーズ元府省：国土交通省】

ニーズ元が求める技術

国内貨物等の海上運送の安全性・効率性の向上、環境負荷低減等に資する技術

ニーズ元が求める技術を創出した場合に想定されるフェーズ２以降の見通し

船舶の高度な状態監視や陸上からの支援による予防保全、実運航に関するビッグデータや気象、海象等のリアルタイム情報の解析による最適な船速、航路等の自動算出・提案などを実現する先進船舶の技術について、国土交通省の交通運輸技術開発推進制度により内航船への導入に向けた更なる研究開発等を実施し、国内海運事業者等が調達予定。

（5）静止衛星ひまわりのデータを用いた社会課題解決に貢献する新たなサービス開発【ニーズ元府省：国土交通省】

ニーズ元が求める技術

ひまわりデータの活用（台風強度推定、浸水状況推定、農産物の生育・収穫状況推定、太陽光発電量推定等）に係る新たな技術を用いたサービス

ニーズ元が求める技術を創出した場合に想定されるフェーズ２以降の見通し

ひまわりの高頻度観測データと気象予測、他衛星等のデータを組み合わせて分析する技術の更なる研究開発を実施することで、社会課題解決に貢献しうる各種気象データを高度化し、その台風等の監視・予測精度向上、安全な交通や多様な産業の発展への有効性を、国土交通省の交通運輸技術開発推進制度により検証し、国土交通省等での実装や民間事業者等で調達予定。

（6）人とコミュニケーションが取れ、福祉・医療支援や住民からの相談対応支援、安全安心なまちづくり等の分野で活躍できるロボット技術の研究開発【ニーズ元府省：内閣府】

ニーズ元が求める技術

人の価値観を認識して自立的に判断行動できる技術（例えば、優先や回避などの状況判断する AI や、それを組み込んだ協働ロボットの開発等）、専門知識を有さない人が言語や手振り等の通常行う自然な方法によりロボットとのコミュニケーションを可能とする技術（例えば、自然な会話でコミュニケーションを実現する AI 等）

ニーズ元が求める技術を創出した場合に想定されるフェーズ２以降の見通し

フェーズ１で高い成果が認められたものについては、フェーズ２以降において国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「研究開発型スタートアップ支援事業」等により技術の高度化を図り、内閣府のマッチング事業を活用して、地方自治体等で調達予定。

2.2 公募・選考スケジュール

申請締切：令和 3 年 8 月 19 日（木）正午

審査（予定）：9 月頃　※申請書を委員会で評価し、JST が採択を決定します。

プロジェクト開始（予定）：11 月頃

2.3 SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ

2.3.1 SBIR フェーズ 1 支援の管理・運営

(1)本プログラムでは、JST が競争的資金制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）を定めます。

(2)PD は、本プログラム全体の方針や運営等を統括します。

(3)PO は、外部有識者等で構成される「SBIR フェーズ 1 支援委員会」の核となり、本プログラムの運営の他、事前評価、進捗確認、事後評価、追跡調査等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

(4)ニーズ元府省が指定する有識者は委員会に出席し、指定する研究開発課題の事前評価、進捗確認、事後評価、追跡調査等に参画します。

2.3.2 全体の流れ

(1)申請　締切：8 月 19 日（木）正午、e-Rad による提出
・研究代表者は申請書を作成し、e-Rad により申請します。

⇩

(2)選考、採択課題の決定
・委員会が「ニーズ元府省が指定する有識者」や外部専門家の協力を得て、「2.10 選考の観点」に基づいて書類審査を行います。なお、選考の過程において応募内容等について問い合わせを行う場合があります。 ・委員会による書類審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。 ・全申請者に JST から採否を通知します。 ・採択課題について、研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名等を JST のウェブサイトに掲載します。

⇩

(3) 研究開発計画書の作成
・研究代表者は研究開発計画書を作成し、JST に提出します。

⇩

(4)契約
・研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究契約を締結します。 ※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm 詳しくは、「4.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」をご参照ください。 ※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm 詳しくは、「4.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。 ※チェックリストの提出については、お早めに研究機関の担当者へのご連絡をお願いします。

⇩

(5)活動開始
・契約後、研究代表者が中心となり、事業化に向けた研究開発を実施します。さらに委員会による進捗確認（現地調査を含む）、評価も適宜受けます。また、2 ヵ月に 1 回程度ミーティングを実施し、ニーズ元府省の指定する有識者との意見交換、進捗報告等を行っていただく予定です。

⇩

(6)成果発表会
・研究開発や事業化に向けた活動の成果を、発表していただきます。 ・出席者は委員会メンバー、各府省等の関係者となりますが、一般公開となる場合もあります。 ・成果発表会と報告書の内容で事後評価を行う予定です。

⇩

(7)活動終了
・研究代表者は完了報告書等を JST に提出し、JST と委託研究契約を締結し研究開発を実施する機関（以下、「研究開発受託機関」という。）は契約関連の各報告書を JST に提出します。 ・JST は、追跡調査等を実施します（研究開発終了後、5 年程度実施予定）。追跡調査には、本事業を通じて設立されたベンチャー企業や技術移転先企業にもご協力いただきます。

2.4 研究開発期間

研究開発期間：1 年度（令和 3 年度末まで）

2.5 研究開発費（上限額）

研究開発費（直接経費）：上限 720 万円

2.6 採択予定課題数

20 件程度を予定

2.7 応募要件

2.7.1 応募要件

以下のア）～オ）を全て満たしていることが応募の要件となります。

ア）研究代表者が、申請の核となる技術シーズの創出者である、もしくは創出に関わった者であること。なお、技術シーズとは事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指す。応募に当たっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。

イ）研究代表者、及び主たる共同研究開発者[※1](必要な場合)は、国内の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること(研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可)。

本制度で対象とする研究機関は、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人、公設試験研究機関、一般財団法人、一般社団法人となります。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、

1.旧制公益法人から移行したものであること

2.非営利型法人であること

3.定款に事業として「研究」を含むこと

を満たしているものが対象です。

※企業（上記にあてはまらないもの）は対象としません。

ウ）以下のいずれかを目指していること。

a）事業終了後（事業実施中も可とする）の起業による技術シーズの事業化

ただし、START プロジェクト支援型（with/post コロナにおける社会変革への寄与が期待される研究開発課題への短期集中型を含む）、社会還元加速プログラム（SCORE）チーム推進型、SCORE 大学推進型（拠点都市環境整備型を含む）内の研究開発課題と本プログラムを同時に申請または実施することはできません[※2]。

b）大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化

技術移転先企業の要件は「2.7.2 技術移転先企業の要件」を参照ください。申請、研究開発実施、追跡調査（研究終了後、5 年程度実施予定）への協力に関して、当該企業の同意が得られていることが必要です。採択決定後、JST が指定する期日までに追跡調査への協力に関する同意書を技術移転先企業から提出いただきます。また、申請書（e-Rad 上での入力を含む）に当該企業及び企業担当者の情報を記載いただきます。

エ）技術シーズについては、本支援を通じたベンチャー企業の設立や技術移転に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。

オ）令和 3 年度第 4 四半期に開催予定の成果発表会で活動成果を発表できること。

※一般公開で開催される場合は機密情報を含める必要はありません。

※1 主たる共同研究開発者：

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B で研究開発費の執行が認められる場合、JST と研究機関 B が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。

※2 大学発新産業創出プログラム（START）内における重複応募の制限は次図を参照ください。ただし、応募済み課題の不採択が既に決まっている、または実施中課題が終了し本公募の実施期間と重複しない場合に限り、本公募に申請可能です。

これから申請するプログラム ＼ 現在申請中・実施中のプログラム		START プロジェクト支援型	SCORE チーム推進型	SCORE 大学推進型※4 内の研究開発課題	SBIR フェーズ 1 支援	
					起業による技術シーズの事業化を目指す場合	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合
START プロジェクト支援型※3		×	×	×	×	○
SCORE チーム推進型		×	×	×	×	○
SCORE 大学推進型※4 内の研究開発課題		×	×	×	×	○
SBIR フェーズ 1 支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合	×	×	×	×	×
	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合	○	○	○	×	×

※3 with/post コロナにおける社会変革への寄与が期待される研究開発課題への短期集中型を含む。

※4 拠点都市環境整備型を含む。

2.7.2 技術移転先企業の要件

「2.7.1 応募要件」ウ）の大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を目指す応募に該当する場合、技術移転先の企業は以下を満たすことを要件とします。

日本の法人格を保有し、中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、かつ、みなし大企業※5 に該当しないもの、または、直近過去 3 年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないもの。

主たる事業として営んでいる業種		資本金基準 （資本の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員の数※6）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）		3 億円以下	300 人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
小売業		5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記 3 業種を除く）		5 千万円以下	100 人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
	旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業		1 億円以下	100 人以下

※5 本事業において「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

・発行済み株式の総額又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業※7 の所有に属している企業

・発行済み株式の総額又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属している企業

※6 常時使用する従業員には、家族従業員、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。又、他社への出向者は従業員に含みます。

※7 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者 については、大企業として取り扱わないものとする。

・資本金または出資金が 5 億円以上の法人に直接 又は間接に 100 %の株式を保有されている企業。
・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（又は諸外国における同等のもの）

2.8 応募方法

2.8.1 申請

申請は、研究代表者より、e-Rad で行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の申請書様式のアップロードの 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。

2.8.2 申請書一覧

申請書様式は本事業のウェブサイト（https://www.jst.go.jp/start/）でダウンロードできます。

＜e-Rad における応募情報ファイル＞

①申請様式 1：申請書 (word ファイル)

②申請様式 2 ：予算計画 (excel ファイル)

※①～②を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 20 MB 以下としてください。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。（下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご確認ください）

2.9 選考方法

2.9.1 選考の流れ

「2.3.2　全体の流れ」を参照ください。

2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

（1）選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

a. 申請者等と親族関係にある者。

b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。

c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。

f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

（2）研究担当者の利益相反マネジメント

研究担当者が「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする場合は、研究担当者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究担当者と「研究担当者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究担当者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合です。なお、a 及び b については研究担当者のみではなく、研究担当者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究担当者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 研究担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
b. 研究担当者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
c. 研究担当者が株式を保有している機関。
d. 研究担当者が実施料収入を得ている機関。

「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする場合、申請書にて「研究担当者に関係する機関」が参画機関（技術移転先企業を含む）に含まれていることを申告してください。選考時に減点等となることはありませんが、応募に際しては事前に所属機関の利益相反委員会等に問題がないことを確認してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

（3）JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、申請書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.jst.go.jp/entre/news.html

2.10 選考の観点

本公募の選考にあたっては、選考の観点を以下のとおりとし、評価を行います。

（１）研究開発テーマとの関連性

研究開発テーマにおけるニーズ元府省の提示する社会ニーズ・政策課題の解決に貢献するか。

（２）技術シーズ

・技術の基となる研究成果等が、独創性、新規性を有しているか。

・実現を目指す技術が、競合に対して優位性を有しているか。

（３）　事業化の可能性

・事業の実現性や成長性が期待できるか。

・知財戦略が明確で、事業に支障が無いか。

・技術シーズの事業化に対する熱意を有しているか。

（４）　研究開発計画

・事業化を目指すうえで、本研究開発期間中に達成しようとする目標が妥当か。

・設定した目標に対し、研究開発計画が妥当か。

・活動に向けて適切な体制となっているか。

（５）利益相反、倫理面の配慮、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

第 3 章　採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究開発課題の研究開発期間(令和 3 年度末まで)の全体を通じた計画書を作成します。計画書には、研究開発費や研究開発参加者についての記載が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。

※ 計画書で定める研究開発体制および研究開発費は、PO によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」(33 ページ)をご参照ください。
c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

(a) 物品費：研究用設備（※1）・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用

(b) 旅　費：研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）及び研究計画書記載の研究開発参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費

(c)人件費・謝金：研究開発参加者（ただし、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金

※研究開発費における人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の 50%以内とします。

※なお、JST では本プログラムに参加する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

(d)その他：a, b, c の他、本研究開発を実施するための経費（※2）

例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、ＨＰ作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

※外注費は、原則として、直接経費の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進に係る事項」（45 ページ）をご参照ください。

(注) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

・研究目的に合致しないもの

・間接経費による支出が適当と考えられるもの

・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については支出可。）

・研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

・研究開発との関連が不明瞭な海外出張旅費（外国旅費については、研究開発の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）

・ベンチャー立ち上げ経費等、法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるもの（原則、法人登記日前であっても支出不可）

（例）登記にかかる費用、ベンチャーで用いる設備（PC、実験設備等）費用等

・合理的な説明ができないもの

（例）研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費

・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの　（※）

※　JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

○「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業　大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト支援型／SCORE（チーム推進型、大学推進型））の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/labor_costs.pdf

○直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業（START プロジェクト支援型／SCORE（チーム推進型、大学推進型））の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/buyout_donyu.pdf

（注）技術移転先企業、参画機関等からの調達について

技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等から物品・役務の調達を行う場合は、利益排除が必要となる場合があります。詳しくは「第 6 章 Q&A の Q23」をご確認ください。

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

本プログラムは単年度事業であり、上記については該当しません。

3.4 評価

(1)委員会は、必要に応じて行われる面接等に基づき、事業化に向けた研究開発が研究開発計画書の内容および条件や本制度の趣旨に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価結果を研究開発の取扱（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。

(2)研究開発終了時には完了報告書を提出いただきます。また、成果発表会での活動成果発表および完了報告書の内容に基づき、事後評価を行います。なお委託研究契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

(3)研究開発終了後、一定期間を経過した後、JST は追跡調査を行いますので、その際は調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。本事業を通じて設立されたベンチャー企業や技術移転先企業についても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等

(1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止 するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI）） e-ラーニングプログラム） の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(2) 研究代表者※

プロジェクトの代表者は研究代表者が務めます。技術シーズを基に事業化や技術移転の可能性を探るための研究開発を実施し、事業化や技術移転に向けた研究開発の遂行に関して技術面を含む全ての責任を負います。研究開発の期間中、大学等において研究開発を実施する体制を取る必要があります

(3) 主たる共同研究開発者※

研究代表者の所属機関Ａと異なる国内の大学等の研究機関Ｂで研究開発費の執行が認められる場合、JST と研究機関Ｂが委託契約を直接締結します。研究機関Ｂにおける責任者を「主たる共同研究開発者」とします。所属機関Ｂにおいて研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。本制度で研究代表者が所属する研究機関Ａで起業や技術移転を目指すにあたり研究機関Ｂによる知的財産権等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。事業化の障害とならないことを示せない限り、認められません。

なお、所属機関Ａ、Ｂいずれにおいても再委託は認められません。（研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです）。

(4) 研究開発参加者

事業化や技術移転に向けて必要な人材、事業化や技術移転に向けた研究開発に従事する人材等をいいます。名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

※委託研究契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を、委託研究を中心的に行う者として、「研究担当者」として記載します。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/2021_start_keiyakusho.pdf

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.22（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備ついて」（53 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.23（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（54 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

　また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

　また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間

中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

　これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応

　他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、委託研究契約等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。特に本研究に係る雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

〇大学等における職務発明等の取扱いについて（平成２８年３月３１日 科学技術・学術審議会/産業連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

3.7.2 取得物品の帰属

本研究開発課題終了後、本研究開発課題の研究開発成果にて設立された新会社から要望のあった取得物品はその新会社に貸与・譲渡等の便宜を図ってください。ただし、研究開発機関の規程上、取得物品を本研究開発課題終了後、本研究開発課題の研究開発成果にて設立された新会社に貸与又は譲渡できない場合は別途ＪＳＴ課題担当者へご相談ください。

3.7.3 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal　https://jrecin.jst.go.jp/)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 4 章　応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」（61 ページ）をご参照ください。

（1）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（2）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

https://edu2.aprin.or.jp/ard/

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref＃から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査･法務部 研究公正課

E-mail： rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail： sbir-one@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

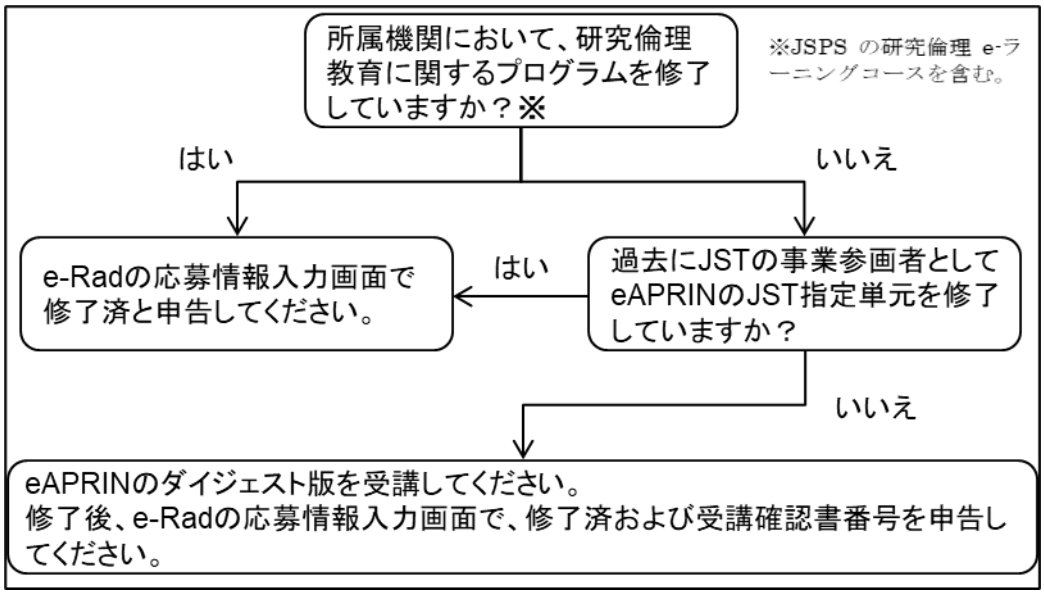

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講･修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金及び提案公募型研究資金（以下「競争的資金等」といいます。）が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ）の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態

であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合

・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

○第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。

○研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。

○なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

○したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中にプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）

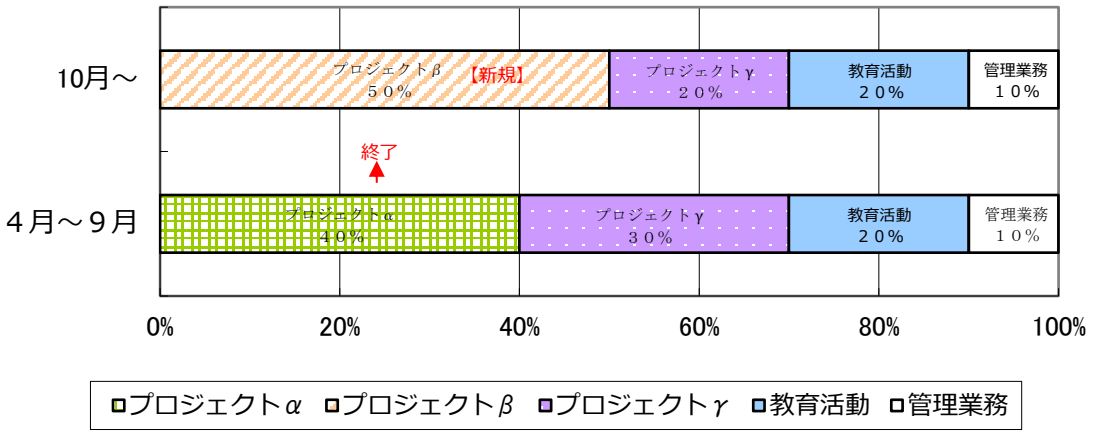

○このケースでは、9 月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10 月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正)

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、課題名、実施期間、エフォート等）を申請書内に記入願います。上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（ⅰ）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ⅱ）申請及び参加[※1]資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者[※2]に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新

たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

<table>
<tr><th>不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者</th><th colspan="2">不正使用の程度</th><th>応募制限期間※3</th></tr>
<tr><td rowspan="4">不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
※1</td><td colspan="2">1 個人の利益を得るための私的流用</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　1 以外</td><td>①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>5 年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>2～4 年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>1 年</td></tr>
<tr><td>偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2"></td><td>5 年</td></tr>
<tr><td>不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者
※2</td><td colspan="2"></td><td>善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年</td></tr>
</table>

以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和 3 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 2 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/）を参照してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021asteps309betsu.pdf

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）
https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

○「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業　大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/labor_costs.pdf

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%（直接経費総額の５０%の額が５００万円に満たない場合は５００万円）以内としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

（１）研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

（２）会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

（３）研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年４月 23 日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和２年１月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研

究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
(令和 2 年 3 月 31 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」
https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

○「新たな共用システム導入支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程

度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるＲＡ（リサーチ・アシスタント）等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和２年１月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるＲＡ等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和２年 12 月３日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- 生活費相当額の給与水準（年額 180～240 万円程度）について、第５期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）の支給額を参考とし、生活に必要となる額の範囲の目安として年額 180 万～240 万円としています。
- 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- 学生をＲＡ等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博

士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年４月 23 日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、５年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年２月 25 日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、５～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（５年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和２年２月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下をご参照ください。

○「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」（令和２年４月 10 日）
https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

・提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」といいます。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。キャリア支援活動計画は選考の際に確認します。

・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。

・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発

者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

・一般財団法人安全保障貿易情報センター
https://www.cistec.or.jp/index.html

・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.18 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf
（参考）「第 5 期科学技術基本計画」
https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

4.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（https://biosciencedbc.jp/）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

＜問い合わせ先＞

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST START Project Promotion Type (Supporting Small Business Innovation Research (SBIR) Phase 1), Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJST+数字 4 桁」です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST START Project Promotion Type (Supporting Small Business Innovation Research (SBIR) Phase 1), Grant Number JPMJSTxxxx.

【和文】

本研究は、JST START プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援 JPMJSTxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.21 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

（１）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和３年２月１日）※1の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※１「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

（２）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和３年４月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はあ

りません。ただし、研究機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分のチェックリストを所定の期日までに提出する必要があります（令和 3 年度分提出期限：令和 3 年 12 月 1 日（水））。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.23　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

（2）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」とい

います。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 3 年 4 月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。ただし、研究機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分の研究不正行為チェックリストを所定の期日までに提出する必要があります（令和 3 年度分提出期限：令和 3 年 9 月 30 日（木））。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e－Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

（3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（ｉ）契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまで

は認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

　また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

<table>
<tr><th colspan="3">特定不正行為に係る応募制限の対象者</th><th>特定不正行為の程度</th><th>応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特定不正行為に関与した者</td><td colspan="2">１．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>５～７年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>３～５年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．１．及び２．を除く特定不正行為に関与した者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>１～２年</td></tr>
</table>

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

（ⅳ）不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイト

において公開します。

4.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.27 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（https://researchmap.jp/）は日本の研究者総覧データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.28 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場

合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.29 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」（令和２年３月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

（参考）「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

第 5 章　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「5.4 具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（１）e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

（２）e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

＜注意事項＞

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 20MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 産学連携展開部 START 事業グループへ問い合わせてください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能の使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 産学連携展開部 START 事業グループまで連絡してください。

PDF ファイルに関する注意点

・PDF には、パスワードを設定しないでください。

・変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

（３）その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

5.3 その他

（1）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

（2）e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合わせ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ	E-mail： sbir-one@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号： 03-5214-7054 受付時間： 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○　START 事業ホームページ：https://www.jst.go.jp/start/

○　ポータルサイト：https://www.e-rad.go.jp/

（3）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

・事前に研究者登録が必要です。

詳細は「5.2 (1)e-Rad 使用に当たる事前登録」をご参照ください。

・e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/）をご参照ください。

■ 応募情報の入力

＊「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。

＊「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているかご確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面

https://www.e-rad.go.jp/

右側の「ログイン」をクリック

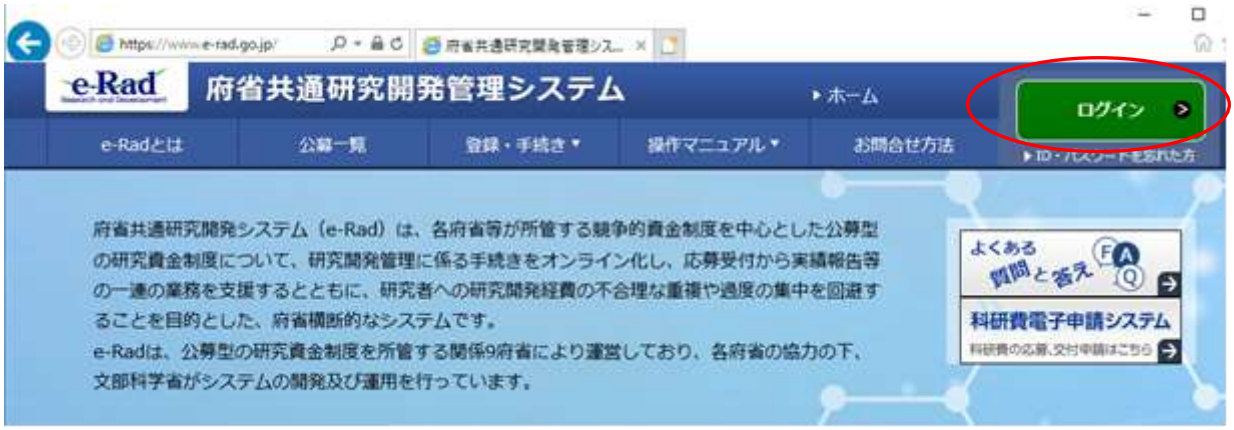

【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。

【応募採択課題情報管理】画面

1．新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示

2．検索条件に START と入力して「検索」をクリック

3．表示される公募から

「START プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援 2021」の

「応募する」ボタンをクリック

【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。

【応募（新規登録】】画面

・課題 ID：自動採番

・研究開発課題名：「申請様式 1」の「課題名」を転記

・「基本情報」タブ

研究期間（西暦）：開始 2021、終了 2021

研究分野（主）：「研究の内容」として適切なものを選択

「キーワード」として適切な内容を記載

研究分野（副）の設定：記入不要

研究目的：「申請様式 1」の「課題名」を転記

研究概要：「申請様式 1」の「課題概要」を転記

申請書類のアップロード

申請様式１、２を PDF 形式で１つのファイルに結合し、下図の e-Rad 申請画面　の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。

・「研究経費・研究組織」タブ：

「申請様式 2」をもとに、「2.年度別経費内訳」に直接経費と間接経費を転記

専門分野：適切な内容を記載

学位：適切な内容を記載

役割分担：適切な内容を記載

直接経費、間接経費(千円)：適切な内容を記載

エフォート(%)：エフォートを入力

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加　選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 (千円) 必須	エフォート (%) 必須	閲覧・編集権限	削除	移動
	代表者 XXXXXXXX ○○　○○○ (△△△△　△△△△)	○○機関 ○○○○○部 ○○長/○○クラス	なし	千円 千円				

行の追加　選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する　▼ 任意項目を表示

・「個別項目」タブ：各項目に回答

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。

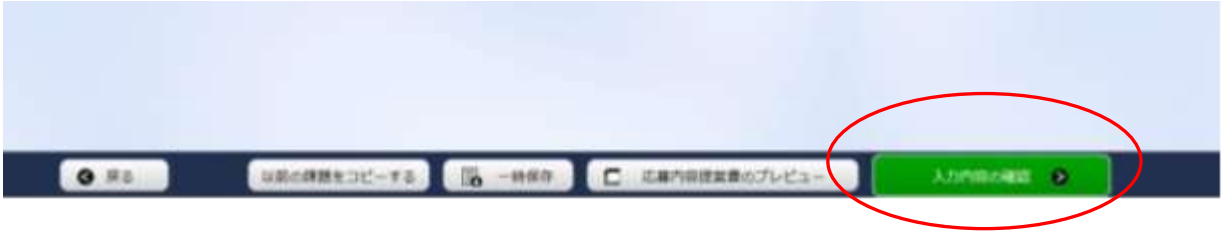

【応募（入力内容の確認）】画面

・入力されている内容に修正するべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。ボタンをクリック後、研究に参加するメンバー宛に、応募課題に研究分担者として登録された旨のメール が送信されます。

【応募の提出完了】画面

・正しく提出が行われると、「応募申請を受け付けました」という画面が表示されます。これで JST へ提出されたことになります。なお、SBIR フェーズ 1 支援では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。

第 6 章　Q&A

【申請関連】

Q1 同一の研究代表者が、START プロジェクト支援型、SCORE チーム推進型、SCORE 大学推進型の研究開発課題、SBIR フェーズ 1 支援の複数に課題を申請することは可能か。

A1 本プログラムで起業による技術シーズの事業化を目指す場合、START プロジェクト支援型、SCORE チーム推進型、SCORE 大学推進型（拠点都市環境整備型を含む）内の GAP ファンドプログラムと同時に申請または実施することはできません。大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を目指す場合は、上記の重複制限に該当しません。詳細は、「2.7.1　応募要件」を参照ください。

Q2 海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

A2 海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず、申請が可能です。

Q3 企業や公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

A3 公益財団法人、公益社団法人からの申請は可能ですが、企業（以下にあてはまらないもの）からの申請はできません。

本制度で対象とする研究機関は、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等、公益財団法人、公益社団法人、公設試験研究機関、一般財団法人、一般社団法人となります。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、

1.旧制公益法人から移行したものであること

2.非営利型法人であること

3.定款に事業として「研究」を含むこと

を満たしているものが対象です。

Q4 学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A4 JST は大学等と委託研究契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。

Q5 すでにベンチャーを起業した研究者の申請は可能か。

A5「2.7.1　応募要件」イ）に記載の研究機関に所属する研究者であり、当該研究者が起業したベンチャー企業等への技術移転を目指す場合は申請可能です。ただし、利益相反マネジメントを実施することがあります。

Q6 複数機関による共同申請は可能か。

A6 研究代表者の所属機関より申請をお願いします。申請者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請様式１の「9. 活動の推進体制」に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関を認める場合は、JST が直接、委託契約を行いますので、委託契約等にかかる注意事項について共同研究開発機関においても事前に十分ご確認ください。ただし、複数の研究機関が参画する場合は、申請時に知的財産権やその他の事項について整理し、事業化の障害とならないことを示す必要があります。

Q7 研究開発参加者に企業等に所属している者を含めることは可能か。

A7 可能です。ただし、企業と JST との委託研究契約は締結できません。

　特に起業を目指している場合は、企業等に所属している者の研究開発への参加が事業化の障害にならないことをご確認ください。大学等発ベンチャーが事業を進める上で、プログラム推進中の段階から企業等との連携が必要であり、かつその連携が大学発ベンチャー成長の障害とならない場合には、委員会の審査に基づき、認められる場合があります。

Q8 特許等を保有していなくても申請は可能か。

A8 事業成立のために特許等を保有していることが望ましいですが、必須ではありません。

Q9 活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ（特許）を用いて申請が可能か。

A9 可能ですが、事業化に妨げが無いことを確認させていただきます。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知的財産権が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが重要です。

Q10 民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A10 本制度は大学等発の技術シーズの事業化を目指す制度であり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとして申請することはできません。

Q11 同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A11 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。また、「4.2　不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。

Q12 申請書の受領書はもらえるのか。

A12 申請書の受領書はありません。e-Rad にて申請いただきますが、応募のステータスを確認して、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば JST に申請書を提出できています。

Q13 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A13 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールによりお願いします。

Q14 申請様式 1「10. 他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）」に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A14 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、競争的資金、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

【活動等について】

Q15 研究開発期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A15 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q16 研究代表者が起業することは可能か。

A16 可能です。支援期間中に起業される場合には事前に連絡をお願いします。ただし、ベンチャー設立経費、ベンチャー活動経費等、ベンチャー企業側で支出することが妥当な内容には研究開発費を支出できません。

【経費全般】

Q17 プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A17 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q18 間接経費は措置されるか。

A18 原則として直接経費の 30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q19 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A19 間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成１３年４月２０日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年７月１８日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な使途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

Q20 特許経費は支出できるか。

A20 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」も活用できますので、ご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費（直接経費）から支出できます。

Q21 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A21 本プログラムの活動に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究開発機関は、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q22 本事業として出席を求める進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A22 進捗の評価や研修出席等、本プログラムの活動と直接関係があるものへの旅費は支出できます。

Q23 研究に必要なものを、技術移転先企業や課題に一緒に参画する企業、法人の子会社に発注し、委託研究開発費で支払って良いか。

A23 技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等（以下、「参画機関等」という。）から調達を行うことは可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

ａ． 利益排除に関する留意事項

（ａ）原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積）を行ってください。

（ｂ）参画機関等から調達を行う場合、２者以上（当該機関を含まない）による競争の結果、参画機関等の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額（定価等）を指します。

（ｃ）利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究開発機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

（ｄ）参画機関等から「役務」の調達を行う場合は、仕様により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないことが要件となります。

ｂ．利益排除の方法

（ａ）参画機関等から１契約１００万円以上の物品又は役務の調達を行う場合（１契約が１００万円未満の場合は、以下の利益排除手続を省略することが可能です）

・合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、参画機関等の製造部門等の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。

SBIR フェーズ１支援　申請書様式

青字の記入要領、記入例は削除して
提出してください

（申請様式 1）

ポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成してください。
※6.～8.については、各項目でページ数を指定していますのでご確認ください。

SBIR フェーズ 1 支援 － 申請書

年　月　日提出

1. 目指す社会実装の方法

※該当しない選択肢は削除してください。どちらか1つだけ残してください。

(1)起業による技術シーズの事業化
(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転

2. 研究開発テーマ(1 つのみ選択)

※該当しない選択肢は削除してください。複数該当する場合も、最も関連性の高いものを 1 つだけ残してください。

(1)最先端通信技術によりサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した世界で新たな価値を生み出す研究開発
(2)ゲート型量子コンピュータの利活用に向けた、制御システムの設計や、アプリケーションソフトウェアの開発
(3)農林水産業・食品産業の課題解決に貢献する研究開発
(4)IoT 等の活用による内航近代化
(5)静止衛星ひまわりのデータを用いた社会課題解決に貢献する新たなサービス開発
(6)人とコミュニケーションが取れ、福祉・医療支援や住民からの相談対応支援、安全安心なまちづくり等の分野で活躍できるロボット技術の研究開発

3. 課題名

※研究開発課題名を記入してください。課題が採択された場合、公開します。

4. 課題概要

※課題概要を 150 文字以内で簡潔に記述してください。
※図、表の使用は不可です。
※課題が採択された場合、JST プロジェクトデータベース(https://projectdb.jst.go.jp/)において公開されますので、公開を希望されない情報が含まれないようにしてください。なお、公開前に再確認させていただきます。

5. 研究代表者等の情報

＜研究代表者＞
氏名:　　フリガナ:
所属機関:
部署:　　役職:

※以下のチェック項目は、「1. 目指す社会実装の方法」で(1)起業による技術シーズの事業化を選択した場合のみ、回答してください。該当しない場合は、本項目は削除してください。

□ 研究代表者は、設立ベンチャー企業に対する追跡調査(設立後、5 年程度実施予定)に協力する。

＜企業担当者＞

※企業担当者の情報及び以下のチェック項目は、「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を選択した場合のみ、記載してください。該当しない場合は、本項目は削除してください。

氏名：　　フリガナ：

所属企業：

部署：　　役職：

業種：　※公募要領末尾の「業種表」から選択ください。

資本金：　　従業員数：

☐ 公募要領「2.7.2　技術移転先企業の要件」を満たす企業である。

☐ 申請、研究開発への協力に関して、技術移転先企業の同意が得られている。

☐ 追跡調査（研究開発終了後、5 年程度実施予定）への協力に関する同意書提出について、技術移転先企業の了解が得られている。

6. 技術シーズの内容について

※2 ページ以内で説明してください。

(1)内容・特徴

※事業のもととなる技術シーズについてこれまで得られた研究成果、その独創性・新規性を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

(2)他の技術と比較して本技術が優れている理由

※本技術や事業をとりまく現状の問題点、競合技術についてできるだけ具体的に挙げ、それに対する本提案の優位性について、その理由・根拠を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

(3)補足情報

[現時点で保有している知的財産等]

※当該技術シーズに関する主な知的財産権などを記載してください。
※特許の場合、発明の名称、特許番号(または出願番号)、発明者、出願人、出願日、単願 or 共願を記載してください。
記載例:aaa の装置およびその製造方法、第 xxx 号(特願 20yy-zzz)、〇〇〇〇、xyz 大学、20xx 年 y 月 z 日出願、単願
※特許以外の知的財産権の場合、上記同様の情報を記載してください。
※特許を保有していない場合は、空欄でかまいません。あえて秘匿している場合はその旨を記載してください。
※この項目は、上記以外記載しないでください。

[論文等]

※提案の技術シーズに関係する研究論文や著書があれば記載してください。
※箇条書きとし、著者名、タイトル、掲載誌名(書籍名)、巻、号、ページ、発行年等の情報、概要も含めて記載してください。
※論文等の業績が多い場合、本提案に関係する業績に絞り込んでください。(ページ制限を遵守)

[当該技術シーズの創出、育成に寄与した公的支援制度]

※当該技術シーズの創出に関して、支援を受けた競争的研究資金、助成金などについて必ず記載してください。

7-1. 製品・サービスについて

※7-1 と 7-2 を合わせて 2 ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を選択した場合は、企業担当者と協働して記載内容を検討してください。

(1)想定する製品・サービスの内容

※想定する具体的な利用場面、応用分野、想定している顧客用途、想定される顧客の使用機会などについて記載してください。

※製品・サービスをどのように生産して顧客に提供し、どのように料金をもらうのかなどのビジネスイメージを記載してください。(図表等を用いることも可)

(2)製品・サービスが必要とされる理由、社会課題解決への貢献について

※想定する製品・サービスが、どのように研究開発テーマにおけるニーズ元府省の提示する社会ニーズ・政策課題解決に貢献するのかを含め、事業として継続して社会に求められる理由(想定できる顧客環境の変化、その周辺技術やその他に及ぼす影響等)について記載してください。

7-2. 事業化の構想【ベンチャー起業】

※7-1 と 7-2 を合わせて 2 ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(1)起業による技術シーズの事業化を選択した場合のみ記載し、該当しない方を削除してください。

(1)社会実装の方法として、ベンチャー起業を選択した背景、理由

※企業との共同研究やライセンス契約ではなく、ベンチャー起業により展開を目指す経緯について、これまでの取り組みや手応え等を含め、背景、理由、熱意等について具体的に記載してください。

(2)本研究開発およびその後の社会実装に向けた取り組みの構想

※本研究開発およびその後の社会実装に向けた取組の構想について、起業の時期やどのように事業を拡大していくかを含めて記載してください。

(3)知財戦略について

※技術シーズを事業化するにあたっての、知財戦略について記載してください。
※将来、ベンチャーを創出しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか等、事業化の妨げとならないことも含めて示してください。

(4)補足情報
[ベンチャー企業への参画経験]

※ベンチャーに参画した経験があれば、参画したベンチャー企業の事業内容、ご自身の役割等を記載してください。

7-2. 事業化の構想【技術移転】

※7-1 と 7-2 を合わせて 2 ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を選択した場合のみ記載し、該当しない方を削除してください。

※企業担当者と協働して記載内容を検討してください。

(1)本研究開発終了後の事業化、社会実装の構想

※本研究開発終了後の事業化、社会実装について、その構想を、どのようにビジネスとして成立させるのか、企業内でどのような位置づけとするのか、等を含めて、具体的に記載してください。

(2)本研究開発およびその後の事業化、社会実装に向けて、研究者および企業の果たす役割

※本研究開発およびその後の事業化、社会実装に向けて、研究者および企業の果たす役割について、企業の事業内容や、今後の展開に活かされる企業の強み等を含めて、具体的に記載してください。

※既に企業と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載してください。

(3)知財戦略について

※技術シーズを事業化するにあたっての、知財戦略について記載してください。

※将来、当該技術シーズを技術移転しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他に関連する発明が無いか、などについて記載してください。

8. 研究開発計画

※1 ページ以内で説明してください。

(1)研究開発の目標

※事業化を行うために必要な SBIR フェーズ 1 支援での研究開発の目標を記載してください。目標は具体的に検証できる数値等により設定してください。

※記載にあたっては、製品・サービスの社会実装に必要な技術の水準に対して、現状の技術がどの水準にあり、本研究開発でどの水準まで達成し、終了後どのような見通し(次に解決すべき課題等)を持っているのかについて具体的に記載してください。

※技術的目標が事業化のために必要である理由について、具体的に説明してください。

(2)具体的な課題、研究開発項目、スケジュール

＜記載例＞

※目標達成のために解決すべき課題、課題解決に必要な研究開発項目、研究開発項目の具体的実施内容、スケジュール、実施担当者、を下記例示にならって記載してください

※特に重要な課題に関しては、当初計画で解決できなかった場合の方策についても言及してください。

※申請様式 2(予算計画)の、**資金使途の内容が理解できるように**説明してください。

①目標達成のため

研究開発項目 a:〇

担当者: ▲▲

実施期間:〇

実施内容

～～～～～～

～～～～～～～

～

研究開発項目 b:〇〇〇〇〇〇〇

担当者: ▲▲ ▲▲(〇〇大学)

実施期間:〇年〇月～〇月

実施内容

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

～～～

～

②目標達成のために解決すべき課題 B:「〇〇〇〇」

研究開発項目 c:〇〇〇〇〇〇〇

担当者: ▲▲ ▲▲、△△ △△(〇〇大学)

実施期間:〇年〇月～〇月

実施内容

・・・・・・

9. 活動の推進体制

(1)研究代表者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○美	○○大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発全体の統括	20

(2)主たる共同研究開発者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○川○夫	□□大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

※ 研究代表者の所属機関(A)と異なる研究機関(B)に研究開発費が必要である場合、研究機関(B)における責任者を記載してください。再委託の実施は認めておりませんので、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関と JST が直接、委託契約を行います。

※ 本支援は企業との契約および JST から企業への予算措置は行いません。

(3)研究開発参加者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割:分担内容	エフォート(%)
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士2年	研究開発項目の中で、○○○を担当	20
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士1年	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

10. 他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）

・研究代表者および主たる共同研究開発者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）（※）について、研究開発課題ごとに、研究開発課題名、研究期間、役割（代表／分担）、本人受給研究費の額、ｴﾌｫｰﾄおよび本申請との切り分けを記入してください。公募要領「第 4 章 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。

※応募に当たっては、「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和 3 年度公募より、「他制度での助成等の有無」（事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」）の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的資金のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

・本申請と関連のないものも記載してください。

・間接経費を含めた額を記載してください。

（1）研究代表者：〇〇〇〇

番号	制度名	受給状況	研究開発課題名（代表者氏名）	研究期間	役割（代表/分担）	(1)本人受給研究費（期間全体） (2) 〃（2022 年度 予定） (3) 〃（2021 年度 予定） (4) 〃（2020 年度 実績）	2021 年度 ｴﾌｫｰﾄ(%)
–	SBIR フェーズ 1 支援	申請					9 活動の
1	科学研究補助金基礎研究(S) ※ 本申請						
2	JST 戦略創造研究推進事業（CREST ※ 本申請						
3	※ 本申請						

・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
・本申請課題を必ず1つ目に、次にその他研究課題を本人受給研究費（期間全体）が多い順に記入してください。
・本申請の技術シーズとの関連有無に関わらず、記入してください。
・必要に応じて行を増減してください。

【注意事項】
（1）「受給状況」
以下のいずれかを記入してください。
・受給：現在受給中または受給が決定している課題。
・申請：申請中または申請予定の課題。
本申請課題を除き、「申請」に該当する課題についてエフォートは記入しないこと。
（2）「役割」
以下のいずれかを記入してください。
・代表：その研究課題において、代表者として研究費を受給
・分担：その研究課題において、代表者以外の立場で研究費を受給
（3）「本人受給研究費」
以下に従って、研究費（年度別・総額）を千円単位で記入してください。
（ア）代表者として研究費を受給した研究課題
「代表を務める研究チーム（共同研究チームは除く。研究チームが本人のみの場合は代表者本人）」が受給した研究費
（イ）代表者以外の立場で研究費を受給した研究課題
「本人が分担者のグループ代表者として所属する研究グループ（分担グループが分担者のみの場合は分担者本人）が受給した研究費
（4）「エフォート」
申請中・申請予定の課題（受給状況に「申請」と記入したもの）については、エフォートは記入しないでください。
また、申請課題のエフォートと、その他受給中の研究課題のエフォートとの合計が 100%を超えないようご注意ください。（e-Rad 上で採択の処理ができない場合があります）
（5）「1. 目指す社会実装の方法」で（1）起業による技術シーズの事業化を選択した研究代表者は、START プロジェクト支援型（with/post コロナにおける社会変革への寄与が期待される研究開発課題への短期集中型を含む）、社会還元加速プログラム（SCORE）チーム推進型、SCORE 大学推進型（拠点都市環境整備型を含む）内の研究開発課題と同時に申請または、実施することはできません。

(2)主たる共同研究開発者：〇〇〇〇

番号	制度名	受給状況	研究開発課題名（代表者氏名）	研究期間	役割（代表/分担）	(1)本人受給研究費（期間全体） (2) 〃（2022 年度 予定） (3) 〃（2021 年度 予定） (4) 〃（2020 年度 実績）	2021 年度 ｴﾌｫｰﾄ(%)
－	SBIR フェーズ 1 支援	申請	課題名（〇〇〇）	2021.11 ― 2022.3	分担	(3)　千円	9. 活動の推進体制と同値を記入
1	科学研究費補助金 基礎研究(S)	受給	〇〇の創成（〇〇〇）	2019.4 ― 2023.3	代表	(1)　50,000　千円 (2)　20,000　千円 (3)　20,000　千円 (4)　5,000　千円	10
	※ 本申請との切り分け（簡潔に記載）						
2							
	※ 本申請との切り分け（簡潔に記載）						

11. 法令遵守にかかる申告

※本項目の記載について不備がある場合、要件不備で不採択となる可能性があります。

※本項目は、研究を遂行する上で、法令・指針等に基づき事前の承認・実施可能性の確認が必須である事項について、適切な措置が講じられているか、倫理的配慮・安全の確保において問題がないか等について判断するためのものです。

※「該当する」「該当しない」どちらかを選択し、記載してください。

下記のような研究に該当する場合、実施項目について、法令・指針等に基づき事前の承認・実施可能性の確認が必要となることがあります。対応状況について申告してください。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む)、
提供を受けた試料の使用、人の活動を制御したうえでのデータ採取、
ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組み換え実験、動物実験などに該当する研究　等

□ 本研究は、上記の研究に該当する。

(1)事前承認等の対応が必要となる、研究に関する指針等の名称

※提案する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、また、これらに関連する研究が計画されている場合は、委員会の承認等が必要となる場合があります。
本研究開発において、遵守が必要な法令・指針等について、その名称を記載してください。

(2)講じるべき措置と対応状況

※(1)の指針等との関係、講じるべき措置と、その対応状況、承認状況や見込み、リスク等について、具体的に記載してください。
※動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況についても、具体的に記載してください。
※特に問題がないと判断する場合には、その理由を記載してください。

□ 本研究は、上記の研究に該当しない。

(1)該当しない理由

※本研究開発が、倫理面・安全面への配慮が必要な研究に該当しないと判断した理由を記載してください。

12. 利益相反マネジメントにかかる申告

※公募要領の「2.9.2　利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。
※応募に際し、必ず上記(2)(3)をご確認ください。
※該当なしの場合も、必ず「該当なし」を選択し、提出してください。
※該当項目がある場合は、下部の表に該当者氏名、該当機関名、該当する番号を記載してください。

□ 以下のすべての項目に関して、該当なし。

← すべての項目に関して該当しない場合はこちらを選択してください。

以下の項目(1)に該当するが、

□ 所属機関の利益相反委員会に問題ないことを確認済である。

□ 所属機関の利益相反委員会に問題ないことを確認中である。

□ 以下の項目(2)に該当する。

(1)研究担当者※1と本申請の参画機関(技術移転先企業を含む)との関係について
　(1-1)研究担当者等※2の研究開発成果を基に設立した機関
　(1-2)研究担当者等が役員に就任している機関
　(1-3)研究担当者が株式を保有している機関
　(1-4)研究担当者が実施料収入を得ている機関
(2)JST が出資する機関

※1 「研究担当者」とは、研究代表者及び主たる共同研究開発者を指します。
※2 「研究担当者等」は研究担当者本人の他、研究担当者の配偶者または一親等以内の血族が対象です。

上記いずれかに該当する場合は以下に内容を記載してください。

No.	該当者氏名	該当者所属	対象の機関名	該当する番号	特記事項
1					
2					

※(2)JST が出資する機関については、「対象の機関名」に「JST」とご記入ください。

申請様式2　　SBIRフェーズ1支援　予算計画

（単位：千円）

予算費目		提案予算額	使途
直接経費	①物品費	2,000	●●製造装置（○○作製のため）
		1,200	XX測定装置1台(○○評価のため)
		500	XXソフトウェア（○○開発のため）
		300	研究資材（ストレージ，可搬メディア）
	②人件費・謝金	600	研究員1名（○○）×4
		330	xx専門家相談謝金●円×●回
	③旅費	150	北海道⇔東京、1回、2名、知財戦略等打合せ
		300	北海道⇔東京、2回、2名、展示会出席による情報収
		20	近郊、1千円×10回、2名、事業戦略等打合せ
	④その他	550	（外注費） XX技術の知
		500	（外注費） XXの
		550	（外注費） XX測定フ
		200	学内大型電算機使用量
⑤小計（①＋②＋③＋④）		7,200	
⑥間接経費（⑤の30%）		2,160	
総計（⑤＋⑥）		9,360	

※外注費は、原則として、直接経費の50%以内とします。50%を超える場合は、本欄に理由を記載ください。

※人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の50%以内とします。

※旅費の算定基準
各研究機関の旅費規程に準拠します。

※外注費については「公募要領 3.3.1 研究開発費（直接経費）」に記載の通り、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約のみ直接経費での計上が認められています。
　また外注費を計上する際は使途欄に『（外注費）』と記載してください。

※外注費は、原則として、各年度の直接経費の50%以内とします。50%を超える場合は下部に理由を記載してください。

※技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等へ外注を行う場合は、利益排除が必要となる場合があります。詳しくは「公募要領　第6章 Q&AのQ23」をご確認ください。

※記入要領・記入例は削除して提出してください

※「使途」欄は調達する物品・役務等の名称だけでなく、その調達事業化に向けて必要な理由が分かるよう記載してください。

※採択された場合、本資料を基に事業化に向けての妥当性など計画の内容等を総合的に勘案し、活動実施予算額を提示します。採択後の合理性を欠く予算計画の大幅変更や目的と異なる予算使用は認めていません。

※再委託は原則認めません。共同研究開発機関を設ける場合、以下の通り、本様式を追加作成してください。
　・研究代表者所属機関の本様式
　・主たる共同研究開発者の所属機関の本様式（複数の場合は全て必要）
作成にあたり上記いずれの表か、簡単に識別できるよう明記すること。

※事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。

※本支援は企業との契約およびJSTから企業への予算措置は行いません。

企業の業種表

業種	
食料品	輸送用機器
繊維製品	精密機器
パルプ・紙	その他製品
化学	水産・農林・鉱業
医薬品	建設業
石油・石炭製品	エネルギー供給業
ゴム製品	陸海空運業
ガラス・土石製品	情報・通信業
鉄鋼	卸売業・小売業
非鉄製品	金融業
金属製品	不動産業
機械	サービス業
電気機器	その他

大学発新産業創出プログラム（START）
プロジェクト推進型　SBIR フェーズ 1 支援
令和 3 年度　公募

【ウェブサイト】

申請書類等　https://www.jst.go.jp/start/index.html

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail： sbir-one@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号： 03-5214-7054（受付時間： 10:00～17:00）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く